

大田原市 有機農業実施計画

～ 有機のさと 大田原 ～

風まち
光 大田原

令和8年3月

1 計画策定の趣旨

大田原市は、栃木県の北東部に位置し、市の中西部は那珂川と箒川に囲まれた那須五峰から広がる那須野が原の扇状地にあたり、東部は八溝山系の美しい山並が連なります。

大田原の名は“大俵”に由来し、その名のとおり、古くから米をはじめとした農業が盛んな地域で、米の産出額は県内一位を誇り、関東有数の米どころです。また、耕種農業や肉用牛繁殖・肥育、酪農を営む農家も多く、良質な水、肥沃な土壌、そして農業者が心を込めて生産する農畜産物は、市民の生活を支える重要な柱の一つとなっています。

しかし、農業の担い手の減少や農業従事者の高齢化による生産基盤の脆弱化、遊休農地の増加は全国的な問題であり、食料の安定供給、農業の持続的発展、豊かな自然環境の維持は、次世代に向けて取り組まなければならない喫緊の課題となっています。

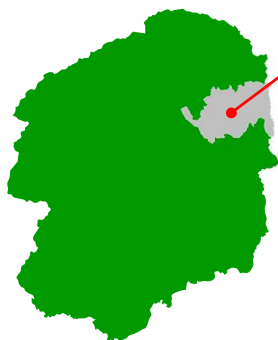
こうした中、国では「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から農業の生産性向上と持続性の両立を目指した取組を進めており、栃木県においても「とちぎグリーン農業推進方針」を策定し、環境と調和のとれた持続可能な農業生産を実現するための取組を推進しています。

近年、SDGsが広く浸透し、農業分野においても環境に配慮した生産体系へシフトする農業者や有機農産物を積極的に選ぶ消費者が増えています。有機農業など環境負荷低減に配慮した農業、いわゆる『環境にやさしい農業』は、今後さらに需要が高まる生産体系ですが、それらに取り組む農家は市内の一部にとどまり、消費者や慣行栽培農家への理解促進、流通システムなどに課題を抱える状況です。

このような状況を踏まえ、本市では、地域ぐるみで環境にやさしい農業に取り組む『オーガニックビレッジ』の実現に向け、地域の特性を生かした有機農業の推進、地域理解の醸成に向けた取組を盛り込んだ「大田原市有機農業実施計画」を策定します。

2 市区町村

栃木県大田原市



大田原市

総人口	68,542人	※参考：毎月人口調査（令和8年1月1日現在）
面積	35,436 ha	
耕地面積	10,090 ha	※参考：令和5年面積調査
総農家数	3,665戸	※参考：2020農林業センサス
販売農家数	2,991戸	※参考：2020農林業センサス

3 計画対象期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）の5年間とします。

4 本計画における有機農業の定義

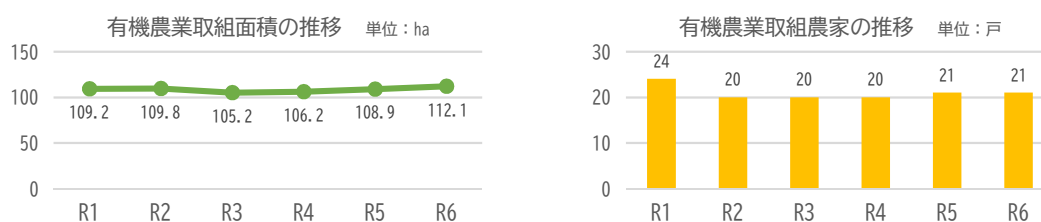
有機農業とは、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）において「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されています。

本計画における有機農業の定義は、有機農業のすそ野を広げるため、有機農産物の日本農林規格（有機JAS）に規定する生産方式に限定せず、上記法律に準拠するものとします。

5 有機農業の現状

本市では、以前から有機農業に取り組む農業者が多く、水稻を中心とした有機農業取組面積（令和6年度末時点）は県内一であり、全国でも上位に入る有機農業が盛んな地域です。

しかし、耕地面積に占める割合は1%にとどまり、取組面積、取組農家数ともにここ数年横ばいで推移しており、広がりは限定的なものとなっています。消費の面でも、市内で有機農産物を取扱う店舗は少なく、有機農業が広く浸透しているとは言い難い状況にあります。



※有機農業の取組に係る実態調査（栃木県那須農業振興事務所、大田原市）

実需から環境負荷低減に寄与する農業への関心や機運が高まっている現在、有機農業のさらなる推進・拡大が求められていることから、本市では、令和6年2月に大田原市有機農業推進協議会を設立し、有機農業の育成・普及・発展を通して、持続可能な地域農業の存続・発展を図ることとしました。

協議会において、有機農業を推進する上での課題等を協議・検討した結果、有機農業や有機農産物がより身近なものになるためには、消費者に対する普及・啓発を軸とした取組が重要との結論に至り、有機栽培で生産された大田原産米の学校給食への提供、オーガニックマルシェの開催など、有機農業への関心や理解を深めてもらうための取組を行っているところです。

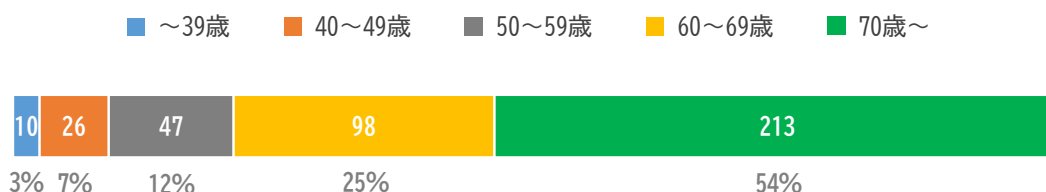
6 アンケート調査結果（概要）

（1）生産者アンケート

■ 実施：令和7年6月 ■ 対象：市内生産者（農業従事者） ■ 回収：415件

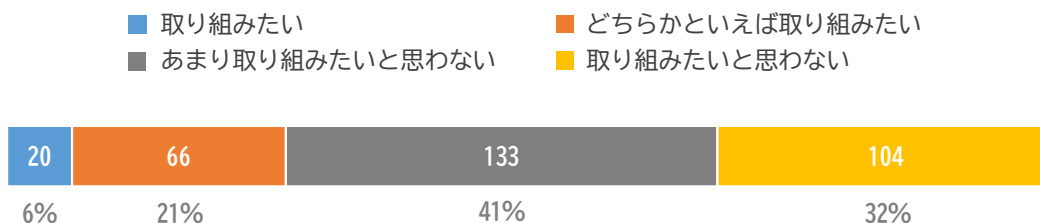
●農業従事者の年齢層（有効回答数：394）

回答者のうち、70歳以上の割合が半数を超えており、60歳以上になると約8割を占め、本市の農業従事者の高齢化を表す結果となっています。



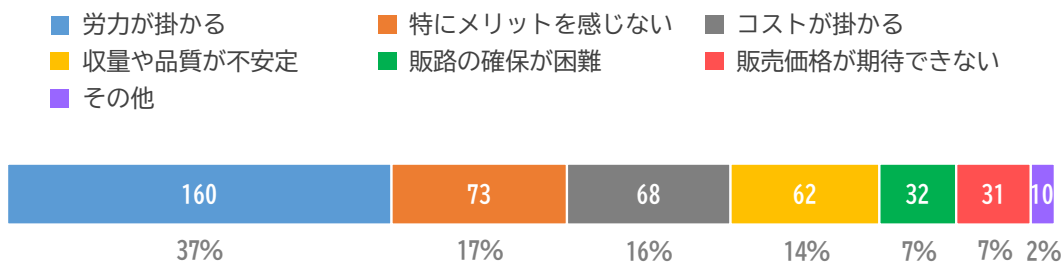
●慣行農業者の有機農業の取組意向（有効回答数：323）

『取り組みたいと思わない』、『あまり取り組みたいと思わない』あわせて237人（73%）と、消極的な回答が上回っていますが、『取り組みたい』、『どちらかといえば取り組みたい』はあわせて86人（27%）で、前向きな生産者も一定数いることが確認できます。



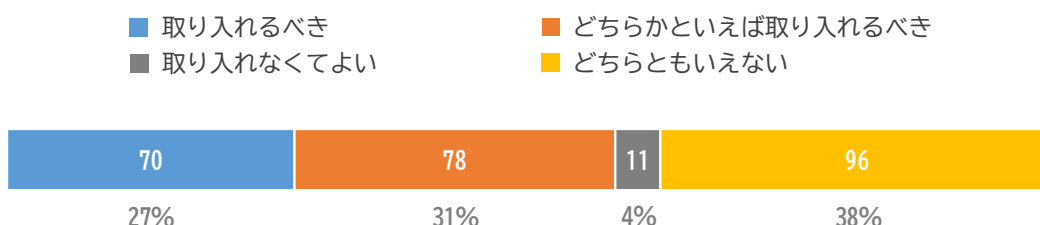
●有機農業の取組に消極的な理由（複数回答）

『労力が掛かる』との理由が最も多く、次いで、『特にメリットを感じない』、『コストが掛かる』、『収量や品質が不安定』の順でした。除草作業等の労力負担をデメリットと捉える方が多いようです。



●学校給食での有機農産物の活用 (有効回答数：255)

『取り入れるべき』、『どちらかといえば取り入れるべき』があわせて148人(58%)だったのに対し、『取り入れなくてよい』は11人(4%)という結果でした。やや否定的にも捉えられる『どちらともいえない』と回答した方も4割程度いますが、子どもたちの食に関しては多くの方が肯定的であることが分かります。



★生産者アンケート結果まとめ

有機農業に関心を示す生産者は一定数いるものの、慣行農業に比べ、除草作業や病害虫対策に多くの労力や時間、コストが掛かる点をネックと捉える方が多く、農業従事者の高齢化が進む中であって、有機農業の生産面での拡大にあたり大きな課題となっています。

一方で、学校給食に有機農産物を活用することについては肯定的な意見が多く、有機農産物の消費拡大の可能性を示す結果といえます。

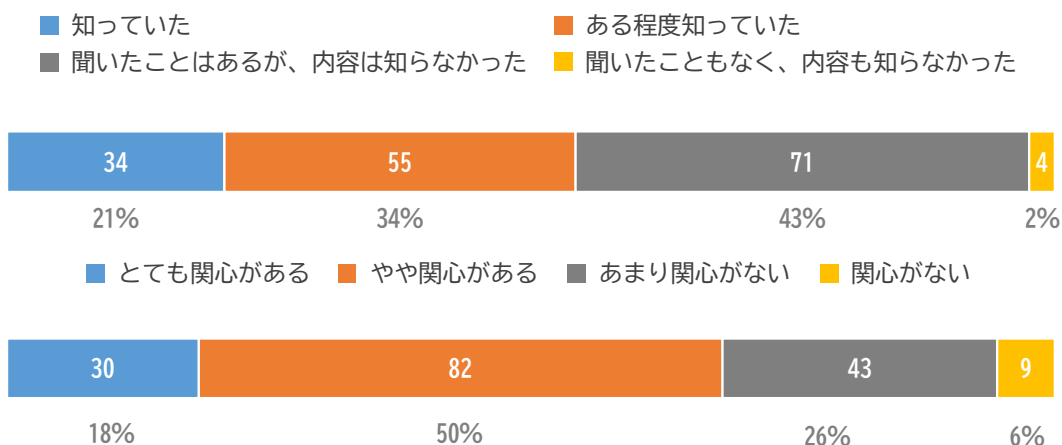
(2) 消費者アンケート

■ 実施：令和7年9月～11月 ■ 対象：各種イベント来場者等 ■ 回収：165件

●有機農業、有機農産物の認知度・理解度・関心度 (有効回答数：164)

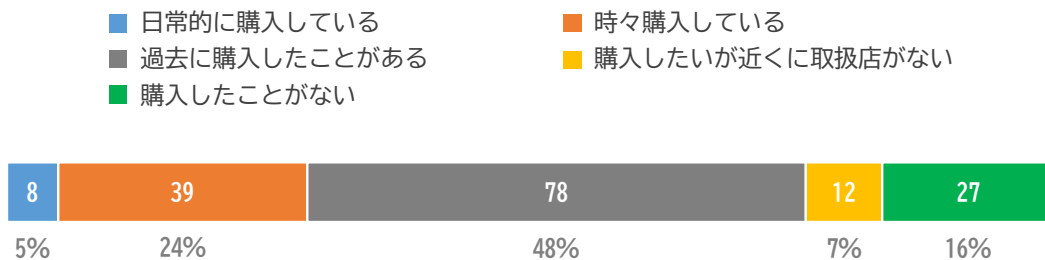
有機農業や有機農産物という言葉は浸透しているようですが、内容をきちんと知っているという回答した方は2割程度で、消費者の理解度はまだ低い状況にあります。

関心度については、『とても関心がある』、『やや関心がある』あわせて112人(68%)と、7割近くの方が関心を示しています。



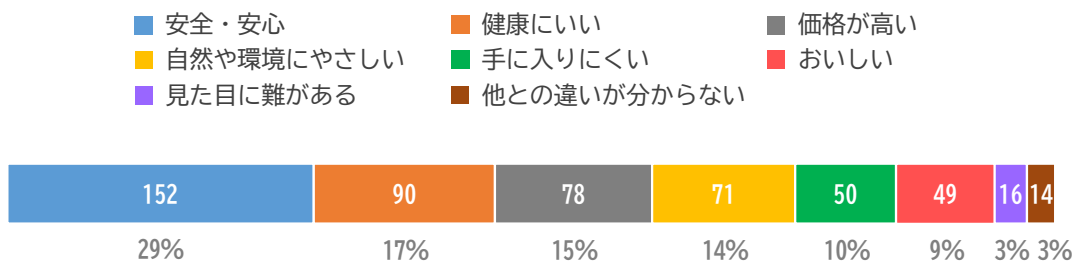
●有機農産物の購入頻度（有効回答数：164）

125人（77%）が有機農産物の購入経験があり、一定数のニーズが確認されましたが、『日常的に購入している』、『時々購入している』と回答した“継続的な購入層”は47人（29%）にとどまっています。



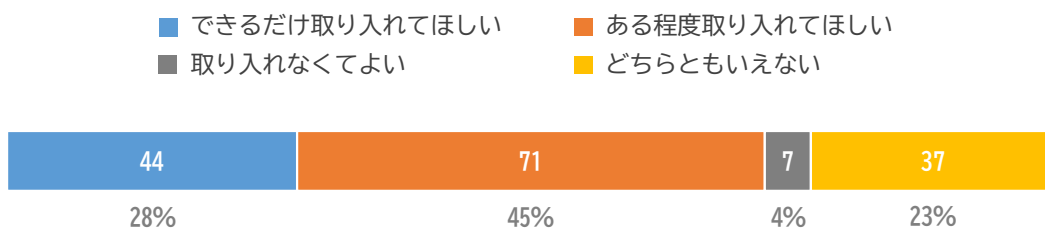
●有機農産物に対するイメージ（複数回答）

『安全・安心』とのイメージが最も多く、回答者の9割以上が選んでいます。次いで、『健康にいい』、『価格が高い』、『自然や環境にやさしい』の順となっており、全体的にポジティブなイメージの割合が高く、ネガティブなイメージは少ない結果でした。



●学校給食での有機農産物の活用（有効回答数：159）

生産者アンケート同様、多くの方が肯定的であることが分かる結果となっています。



★消費者アンケート結果まとめ

有機農業や有機農産物という言葉は多くの方に認知されており、関心の高さも示す結果となっていますが、内容や定義まで正しく理解している方は少なく、環境にやさしい農業への理解促進のための取組が必要といえます。

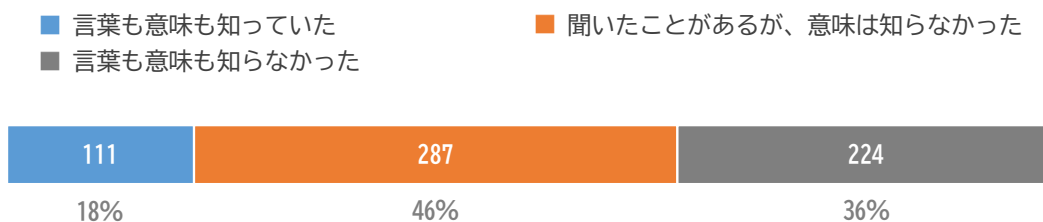
食料品を含めた物価が高騰している中でも、食の安全性を重視する方、健康志向の方、環境意識が高い方は一定数存在するため、それらの層を中心に有機農産物の持つ魅力や価値をPRし、継続的な購入層に取り込むことで消費拡大につながると考えます。

(3) 学校給食有機米提供後アンケート

■ 実施：令和7年12月 ■ 対象：市内中学生 ■ 回収：622件

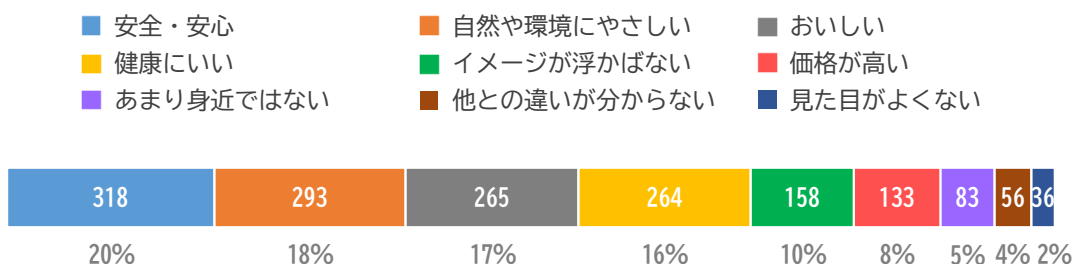
●有機農業、有機農産物の認知度・理解度（有効回答数：622）

有機農業や有機農産物という言葉を知っているとの回答は398人（64%）と、中学生にもある程度浸透しているようですが、意味を理解している方は111人（18%）にとどまっています。



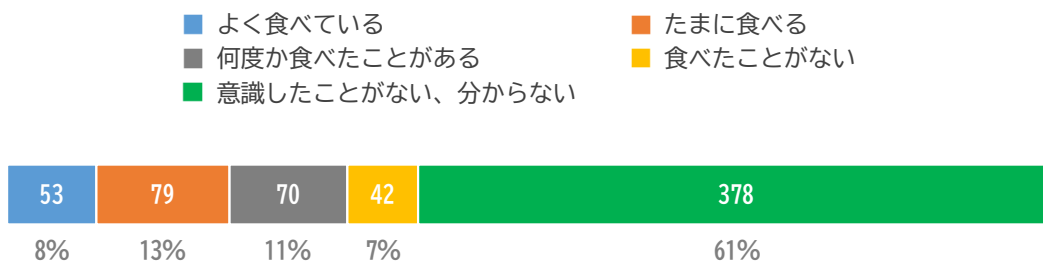
●有機農産物に対するイメージ（複数回答）

中学生世代でも『安全・安心』とのイメージが最も多く、回答者の約半数が選んでいます。次いで、『自然や環境にやさしい』、『おいしい』、『健康にいい』の順となっており、ポジティブなイメージが先行する結果でした。



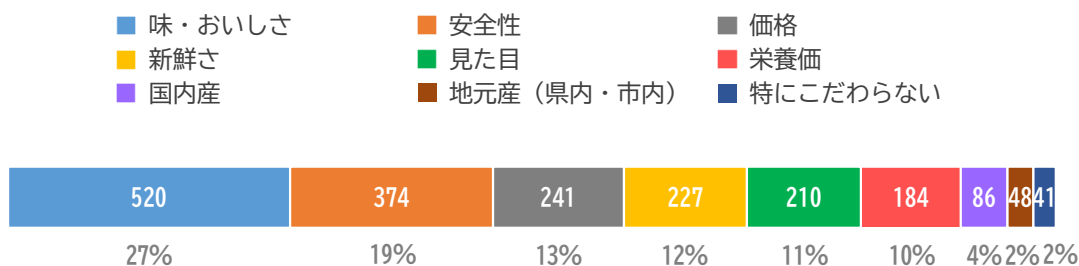
●有機農産物の消費頻度（有効回答数：622）

学校給食（有機米）以外の有機農産物の消費に関しては、202人（32%）が食べた経験があり、家庭でも一定の消費機会があることが分かります。『食べたことがない』との回答は42人（7%）と少数でしたが、『意識したことがない、分からない』との回答が全体の6割を占めています。



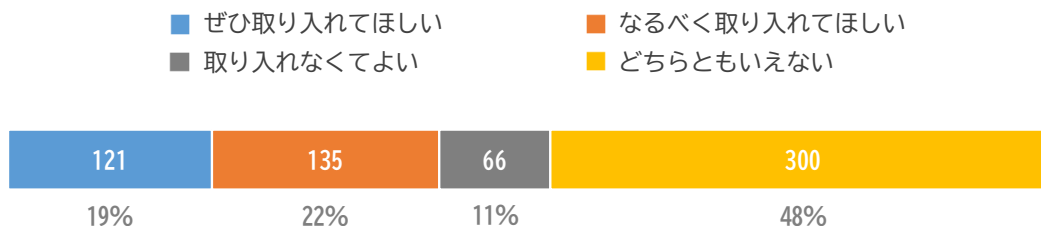
●食材や食品を選ぶ際の優先度（複数回答）

『味・おいしさ』を優先するとの回答が最も多く、回答者の8割以上が選んでいます。次いで、『安全性』、『価格』、『新鮮さ』、『見た目』の順となっており、『国内産』や『地元産』を優先するとの回答は少数でした。



●学校給食での有機野菜の活用（有効回答数：622）

『どちらともいえない』との回答が半数近くを占めていますが、それ以外の回答結果を見ると、『ぜひ取り入れてほしい』、『なるべく取り入れてほしい』があわせて256人（41%）だったのに対し、『取り入れなくてよい』は66人（11%）と、肯定的な回答が大きく上回っています。



★学校給食有機米提供後アンケート結果まとめ

有機農業や有機農産物は、中学生（＝若い世代）にもある程度認知されており、「安全・安心」を筆頭にポジティブなイメージを持つ方が多く、一部の家庭において一定の消費機会があることが確認できます。

一方で、消費頻度の設問では「意識したことがない、分からない」との回答が半数以上と、関心が薄い層の多さが窺えることから、このような層が理解と関心を深め、有機農産物を食の選択肢の一つとして意識してもらえようとする取組が必要です。

また、地産地消は持続可能な農業と密接に関連するものですが、食品・食材を選ぶ際に地元産を優先するとの意見は少なく、有機農産物を含めた地産地消の意識向上が今後の課題といえます。

7 5年後に目指す目標

本市では、有機農業の現状を踏まえ、生産面と消費面での拡大・増加を図ります。

項目	現状	目標 (R12)
有機農業取組面積の拡大 ※	112 ha (R6)	130 ha
有機農業取組農家数の増加 ※	21 戸 (R6)	30 戸
学校給食での有機農産物等の活用	6 回 (R7)	10 回
市内外に向けたPR活動	2 回 (R7)	2回以上

※：有機JAS認証取得の有無は問わない

8 取組内容

(1) 有機農業の生産段階の推進の取組

●新たな担い手の確保

新規就農者の参入、慣行農業から有機農業への転換を推進するため、有機農業先駆者や関係機関と連携し、就農相談、情報提供を行うとともに、先進地視察や栽培技術研修会、講演会、意見交換会を開催し、段階的な移行と定着を支援します。



●省力化手法、良質な土づくりの推進

除草作業等の労力負担軽減、作業効率化や生産性向上に有効な手法（農福連携、スマート農業の導入）について調査・研究を行い、有機農業において重要となる土づくりに関する技術研修会等を開催し、良質な土づくりについて推進していきます。

●環境保全型農業直接支払交付金の活用

「環境保全型農業直接支払交付金」を活用し、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行います。

●特定区域の設定に向けた取組

みどりの食料システム法に基づき地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む「特定区域」の設定に向けた検討を行います。

(2) 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

●学校給食における有機農産物の活用

学校給食を通じて、次世代を担うこどもたちに、有機農産物が“食”の選択肢の一つであることを学んでもらうとともに、市内で生産された農産物に愛着を持ち、郷土愛が深まるよう、食育・地産地消の観点からも取組を進めていきます。また、保護者に対しても有機農業への理解、有機農産物の普及啓発を図っていきます。



●消費PR活動

市内外のイベントへの参加やオーガニックマルシェの開催により有機農産物をPRし、消費者の有機農業への理解促進を図るとともに消費拡大につなげます。また、ホームページやSNS等を活用し、情報を発信していきます。



●地域内消費の拡大

有機農産物の取扱意向のある市内の小売店や飲食店、食品加工業者等と連携し、消費拡大、商品開発、安定した販路の確保に努めます。

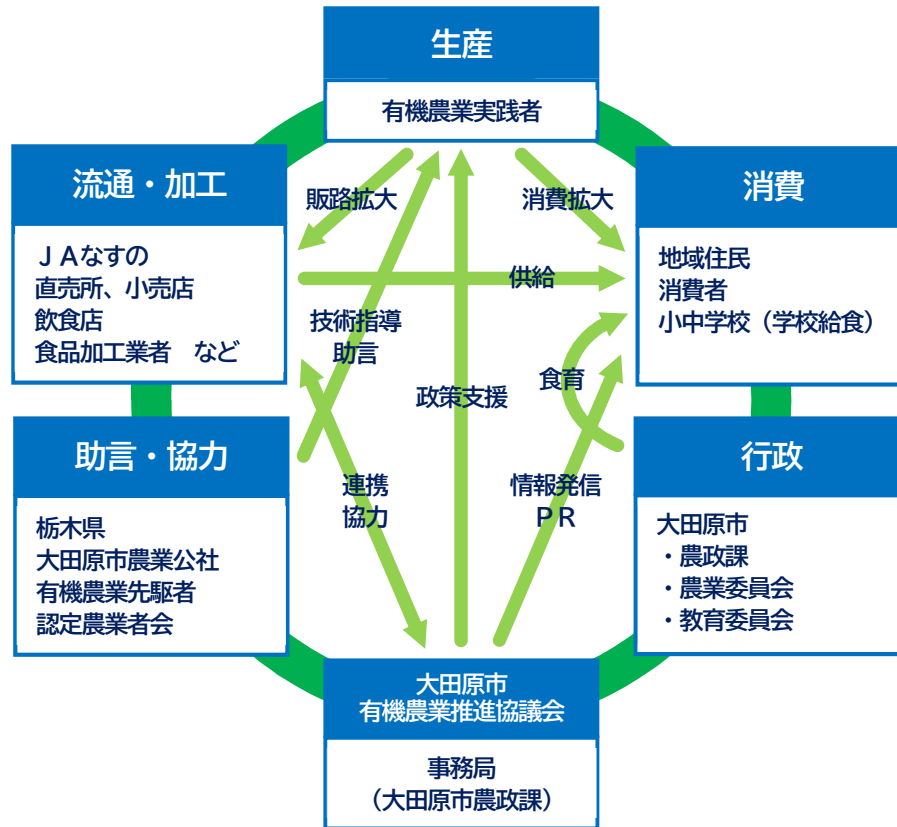
●農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」の推進

環境に配慮した生産手法によって生産された農産物を分かりやすく表示（見える化）した「みえるらべる」の活用により、生産者と消費者の相互理解を促し、環境に配慮した農業に対する地域理解の醸成につなげます。



9 取組の推進体制

(1) 実施体制図



(2) 関係者の役割

取組主体	取組内容 (役割)
有機農業実践者	<ul style="list-style-type: none"> 取組面積の拡大 有機農産物のPR、販路開拓
大田原市有機農業推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 有機農業実施計画の実施、総合的な支援 有機農業の普及啓発、情報発信、PR
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> 有機農業に関する政策、支援等の情報提供 有機栽培技術等の検証、指導、助言
教育委員会、小中学校 (学校給食)	<ul style="list-style-type: none"> 有機農産物の積極的な活用、PR 食育、地産地消の推進
JAなすの	<ul style="list-style-type: none"> 有機農産物の流通経路の検討・確保
直売所、小売店	<ul style="list-style-type: none"> 有機農産物の取扱い
飲食店、食品加工業者	<ul style="list-style-type: none"> メニュー、加工品等の開発

10 資金計画

令和8年度は、国の『みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（先進的有機農業拡大促進事業）』を活用し、各種事業を実施します。また、併用可能な国の関連事業についても積極的に活用します。

令和9年度以降も継続的な活動が可能となるよう、国や県の事業、本市の関連事業を活用しながら有機農業の推進を図り、地域の民間企業との連携を検討していくとともに、今後の取組結果や状況に応じて、必要な見直しを行うものとします。

11 みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

栃木県と県内市町が共同で策定する「とちぎグリーン農業推進方針」に沿って推進していきます。

12 本事業以外の関連事業の概要

●環境保全型農業直接支払交付金

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援します。

●新規就農者育成総合対策事業

就農後の経営発展のための機械・施設等の導入支援、経営開始や就農準備などの資金助成により、新規就農者を支援します。

●農業近代化資金利子補給金

農機具等の購入に必要な資金に係る利子補給金を交付することにより、農業経営の改善と近代化を支援します。

13 その他（達成状況の評価、取組みの周知等）

環境保全型農業直接支払交付金事業の取組状況及び有機農業者への聞き取りにより達成状況を確認し、計画の進捗状況の評価を行います。